

# 訪問看護重要事項説明書

## (医療保険)

### 1. サービスの目的

東洋リハ株式会社 南天訪問看護ステーションは、医療保険制度を利用される利用者様を対象に医師の指示に基づき様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で日常生活がおくれますよう利用者様の状態に応じたサービスを提供します。このサービスは医療保険法の基本理念に基づき生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

### 2. サービスの担当者

訪問看護は看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の免許を有する専門家が担当します。  
担当:木村 祐美子 連絡先 TEL (0587) 50-0900 FAX (0587) 50-0901

### 3. 訪問看護サービスの概要

- 1) 訪問看護(介護予防訪問看護) 事業所の指定状況およびサービス提供地域
- |            |   |
|------------|---|
| 事業所名       | 南天訪問看護ステーション  |
| 所在地        | 江南市小郷町栗田木1番地  |
| 事業所番号      | 23690104  |
| 通常サービス提供地域 | 江南市、犬山市、岩倉市、扶桑町、大口町、小牧市、一宮市<br>* 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。 |

#### 2) 当事業所の特徴(運営方針)

関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援することを目標に医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をし、適切な運営を図ります。

#### 3) スタッフの体制

訪問看護ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

##### ①管理者:看護師 1名

管理者は所属社員を指導監督し関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等適切な事業の運営が行われるように統括します。

②訪問看護スタッフ:看護師12名(常勤10名・非常勤2名)理学療法士13名(常勤6名・非常勤7名)作業療法士4名(常勤1名・非常勤3名)言語聴覚士4名(常勤1名・非常勤3名)事務員5名(常勤2名・非常勤3名)

訪問看護スタッフは訪問看護計画書及び報告書を作成し在宅における訪問看護を担当します。

#### 4) 営業日

月曜日から金曜日とします。(ただし年末年始はのぞきます。)

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

#### 5) 訪問看護の内容は次のとおりとします。

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 1. 病状観察           | 12. 介護用品の管理・指導           |
| 2. 体位変換           | 13. その他、医師の指示による看護       |
| 3. 栄養・食事の援助       | 14. ADL 訓練               |
| 4. 排泄の援助・オムツ交換    | 15. 筋力訓練・関節可動域訓練         |
| 5. 整容・衣服の着脱の援助    | 16. 屋外活動訓練               |
| 6. 移動・移乗・散歩などの介助  | 17. 歩行訓練                 |
| 7. 口腔ケア           | 18. 呼吸リハビリテーション          |
| 8. 身体の清潔保持        | 19. 高次脳機能障害へのリハビリテーション   |
| 9. 認知症に対する自主プログラム | 20. 認知症への対応              |
| 10. 家族の介護相談・支援    | 21. その他医師の指示によるリハビリテーション |
| 11. 家屋改造のアドバイス    |                          |

#### 4. 訪問看護の提供方法

訪問看護の実施にあたっては、利用者様の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を主治医の訪問看護指示書に基づき行います。

#### 5. 訪問看護の利用料金

##### 1) 利用料

利用料については医療保険制度の法定利用料に基づく金額となり下記の通りです。下記の金額の1割または2割または3割が利用者様負担となります。尚、診療報酬改定の際には変更があります。

※一ヶ月に支払った利用者様負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村へと申請しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

訪問回数	訪問回数	利用料	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	1日1回につき	5,550円
	週4日目以降	1日1回につき	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3回まで(同一日に2人)	1日1回につき	5,550円
	週4回以降(同一日に2人)	1日1回につき	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問		8,500円
訪問看護管理療養費	月の初日訪問日		7,670円
	2回目以降の訪問		3,000円

病状や条件により以下の料金等が加算されます。

加算	算定回数	加算料金
特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000円
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問した場合	4,500円
	1日に3回以上訪問した場合	8,000円
情報提供療養費加算	月1回	1,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回	2,100円
深夜訪問看護加算	1日1回	4,200円
長時間訪問看護加算	週に1回	5,200円
乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者に該当する場合 (1日につき)	1,800円
	上記以外の場合(1日につき)	1,300円
複数名訪問看護加算(看護師等)	週に1回	4,500円
複数名訪問看護加算(その他職員)	1日1回	3,000円
複数名訪問看護加算(その他職員)	1日2回	6,000円
退院時共同指導加算	入院中に1回	8,000円
特別管理指導加算	入院中に2回まで	2,000円
退院支援指導加算	退院日のみ	6,000円
退院支援指導加算(長時間)	退院日のみ	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日1回)	2,650円
	月15日目以降(1日1回)	2,000円
24時間対応体制加算	月1回	6,800円
ターミナルケア療養費1	1回	25,000円
ターミナルケア療養費2	1回	10,000円
在宅患者緊急等カンファ加算	月2回	2,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 ※	月1回	50円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	780円

## ※訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する事項

当事業所の看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、月1回加算します。

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行います。

- ① 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。
- ② マイナ保険証等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

### 2) 交通費

上記3の1)の通常のサービスの実施区域にお住まいの利用者様は無料です。それ以外の地域にお住まいの利用者様は交通費の実費をご負担いただくこともあります。なお、自動車を使用した場合の通常の実施地域を超える場合、片道5km毎に100円を徴収いたします。

### 3) その他、料金に関わる特記事項

※領収書兼明細書の再発行はいたしません。大切に保管してください。

※キャンセル料 訪問時間一時間までにご連絡がない場合はキャンセル料をいただきます。  
(但し、緊急やむを得ない場合は除きます。)

※90分を超えた訪問 90分を超える訪問看護を行った場合30分ごとに4,500円いただきます。  
(長時間訪問看護加算算定時以外)

※死後の処置 ご希望により死後の処置を行った場合は16,000円いただきます。  
(エンゼルケアについてはご自宅にあるものを使用いたします)

## 6. 事故が発生した場合の対応

居宅サービス提供時に利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

## 7. 虐待の防止のための措置に関する対応

- 1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ることとします。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
  - ③ 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回)実施します。
  - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。
- 2) 当事業所は、サービス提供中に、看護職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 8. 秘密の保持

居宅サービスを実施する中で知り得た利用者様やご家族の情報は、了承なしに他人に漏らすことはありません。なおサービスが適切かつ円滑に提供されるよう相談支援専門員・介護支援専門員・他の事業者・主治医に利用者様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前に了承をいただきます。

## 9. サービス内容に関する苦情

- 1) 利用者様に提供したサービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

南天訪問看護ステーション 担当:木村 祐美子

TEL (0587) 50-0900

FAX (0587) 50-0901

2)利用者様は当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国保連合会	介護福祉課内	苦情相談室	連絡先	052-971-4165
江南市役所	高齢者生きがい課		連絡先	0587-54-1111
小牧市役所	長寿介護課		連絡先	0568-76-1198
犬山市役所	長寿社会課		連絡先	0568-44-0325
岩倉市役所	長寿介護課		連絡先	0587-38-5811
一宮市役所	高年福祉課		連絡先	0586-28-9021
大口町役場	健康生きがい課		連絡先	0587-94-0051
扶桑町役場	介護健康課		連絡先	0587-93-1111

事業者は、利用者様に対する居宅医療サービスの提供にあたり、利用者様に対して別紙「訪問看護提供同意書」及び「訪問看護重要事項説明書」に基づき説明を行い、利用者様の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。